

所載の「西山瓦屋」に比定する前稿（上原1983）の見解を支持する。

- f 恭仁宮造営時には、西山瓦屋以外に、桶巻作りによるC型式平瓦を生産した瓦屋も操業していた。この瓦屋は、非官窯系で、恭仁宮所用瓦の生産を臨時に請負ったと推定でき、そこでは、瓦工名を明記して製品を弁別することは行なっていない。つまり、それは、恭仁宮造営時の中央官衙系瓦屋のみで行なっていた。
- g 生瓦作工ごとに製品を弁別する意味は、焼成後の製品において、各々の作瓦量に基づいて賃金を支給し、あわせて品質管理を行なう点にあったと思われる。
- h 司工に功銭を支給しなかったという通説を理由に、恭仁宮式文字瓦に名を残した瓦工を雇工と考えるならば、刻印のないB型式平瓦・b型式丸瓦が、雇瓦工を指導した司瓦工の作品と解釈できる。この場合、生瓦製作期間中、司瓦工が上日指数100で作業に従事したと仮定すると、常時、4人の司瓦工が、12人の雇瓦工を指導したことになる。
- i 恭仁宮式文字瓦と同様に、瓦工名を製品に明記することは、多賀城第Ⅱ期や隋唐洛陽城の瓦でも認められる。これらは年代的に近接し、隋唐洛陽城・恭仁宮・多賀城第Ⅱ期の順で、労務管理方式が伝播した可能性がある。西山瓦屋的労務管理方式が、以後の中央官衙系瓦屋で採用されなかった原因の一端は、それが中国直輸入の方式で、必ずしも日本の造瓦体制に合致し得なかったためと理解できよう。
- j 『延喜式』木工寮瓦屋では、造瓦工程ごとに工・夫の仕事量を定めている。平城宮の「修理」官関連の刻印瓦や、平安宮の「官」「木工」などの刻印瓦は、生瓦段階で仕事量を検査する数量検印と考えられる。
- k 『延喜式』の労務管理方式は、西山瓦屋的労務管理方式に代って、8世紀中葉以降、10世紀に至るまで、中央官衙系瓦屋で主流を占めたと考えられる。この移行の背景には事務系官人の仕事の軽減化、および瓦屋官営化の強化があったと考えられる。

西山瓦屋以前、すなわち天平12年以前の中央官衙系瓦屋では、恭仁宮式文字瓦のような瓦工名印や、造営官司名を主体とする数量検印を押捺した製品はなく、これらの刻印を必要としないような労務管理方式を採っていたと考えられる。しかし、考古学的資料が存在しないということは、消極的な状況証拠にすぎず、具体的な歴史像を提供するものではない。したがって、天平12年以前の造瓦体制に関しては、瓦窯の分布や操業形態、製品の需給関係を基準にして、多面的に工房官営化の度合を推し量る作業が必要である。その作業は、もはや本稿の主題の枠を越えており、稿を改めて検討したい。

註

- 1 前稿（上原1983）同様、恭仁宮跡から出土した人名刻印瓦を「恭仁宮文字瓦」、東大寺法華堂・平

- 城宮跡で発見された同種の刻印瓦を含めた総称を「恭仁宮式文字瓦」として 区別する。前稿では、恭仁宮文字瓦は昭和50～54年度発掘調査の出土資料に限定して検討を加えたが、本稿では 昭和55～57年度発掘調査の出土資料を追加した。第1表上段の型式番号は、恭仁宮跡発掘調査概要（京都府教委1977～1983）を基本的に踏襲したものであるが、その後の検討によって一部を変更した。この変更は、現在作成中の恭仁宮跡発掘調査報告書で公表する予定であるが、前稿（上原1983）との異動もあるので、以下、要点のみを 列記する。1 KJ03B→KJ03Ba。2 KJ03C→KJ03Bb（1、2は第1表ではKJ03Bとして一括）。3 KJ05B→KJ05Ba・Bbに細分（第1表ではKJ05Bとして一括）。4 KJ05D→KJ05C。5 KJ05C→KJ06Aa。6 KJ06→KJ06Ab（5、6は第1表ではKJ06Aとして一括）。7 KJ09→KJ09Aa・Ab・Acに細分（第1表ではKJ09Aとして一括）。8 KJ11A→KJ11Aa。9 KJ11C→KJ11Ab。10 KJ11D→KJ11Ac（8～10は第1表ではKJ11Aとして一括）。11 KJ12A→KJ12Aa・Abに細分（第1表ではKJ12Aとして一括）。12 KJ15→KJ15Aa・Abに細分（第1表ではKJ15Aとして一括）。13 KJ19→KJ19A。14 KJ19B（新設）。15 KJ25（新設）。なお、13～15以外は、前稿で提示した印面変化のうちで、印の追刻と切り縮めに従って、同じ印を同定・細分した結果の型式番号の異動である。つまり、型式番号末尾の小文字アルファベットは、同じ印での前後関係を指示し、第1表ではすべて省略している。また、恭仁宮跡で出土していない恭仁宮式文字瓦（真依B・口万呂・匚書「大」）は、前稿と同様、新たな型式番号を設定することはひかえた。
- 2 東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦は、いずれも完形品であるが、葺工による打ち欠きや年月による凍害のために一部を破損した個体も少なくないようである。「刻印平瓦寸法表」で、広・狭端幅が空欄になっているものが多いのはそのためであろう。なお、「刻印平瓦寸法表」では、広・狭端幅は凹凸両面を計測しているが、ここでは凹面がわの計測値を採用した。また、明らかに誤植と思われる標本番号53の全長28.4cm、標本番号144の重さ50.5kg、標本番号237の重さ66.5kgは、各々、38.4cm、5.05kg、6.65kgに訂正した上で計算した。
- 3 ただし、その位置が正規分布の範囲から極端に離れている場合は、計測誤差等に基づくものとして排除する必要があることは後述の通りである。
- 4 昭和6年の京都市泉涌寺東林町における平瓦製作（一枚作り）に際しては、準備した粘土角材（＝タタラ）の両側面に瓦の厚さを目盛した「目付板」又は目盛となる「コマ」を以て刻目を付し、この刻目に従って所定の厚さの粘土板を得ていたという（島田1935）。
- 5 昭和50年の沖縄本島与那原町における平瓦製作（桶巻作り）に際しては、粘土角材から粘土板を切り出す器具（＝クラーヒン）の針金とこれを支える台木との間隔を調節することによって、粘土板の厚さを決めていたという（関口・手塚1975）。
- 6 このような「大」字の意義づけは、東大寺法華堂の恭仁宮式文字瓦を実査した時、木村捷三郎が指摘した（同氏談話）。
- 7 『公式令』によれば、官印には、内印（天皇印）・外印（太政官印）・諸司印・諸国印の4種、公印として、僧綱印・神社印・寺院印・国倉印・郡印・郷印・軍団印などがある（木内1964）。
- 8 古代中国と律令体制下の日本との印制の比較は、小林斗庵の所論に従った（小林1964）。
- 9 ただし、丸瓦や桶巻作り平瓦では、粘土円筒の作成から、これを分割して再調整するまでの間に乾燥の工程が入り、問題がやや複雑になる。また、接合式軒丸瓦の作成は、乾燥段階まで進展した丸瓦と、未乾燥段階の瓦当部とを接合するわけだから、さらに問題は複雑になる。本稿では、後述のように、生瓦作工との関連で、生瓦の成形・調整の工程と乾燥の工程とを分離する。また、日乾煉瓦は焼成の工程を欠くが、当面は問題にならない。
- 10 福岡県の大宰府などから出土する「平井瓦屋」「賀茂瓦」「佐瓦」等の銘が入った叩きを施した瓦や、京都府の平安宮などから出土する「栗」「小乃」「河上」等の瓦屋号を入れた軒瓦などがある。
- 11 福岡県の「安楽寺」「観世音寺」等の銘が入った叩きを施した瓦、栃木県の「国分寺」「薬師寺瓦」

等の銘が入った叩きを施した瓦などがある。

- 12 武蔵国分寺や下野国分寺では、叩き板に郡名の略号を入れたものがある。
- 13 福岡県の神興廃寺・浜口廃寺では「延喜十一年」銘、筑前国分寺所蔵品に「天延三年七月七日」銘が入った叩きを施した瓦がある。
- 14 宮城県多賀城では「小田建万呂」銘を鬼板の範に彫り込んでいる。また、平安宮では「豊前藤介」銘が入った叩きを施した瓦がある。
- 15 しかし、刻印差と対応しない変異型にも存在理由があることを念頭に置く必要がある。たとえば、恭仁宮式文字瓦の縄叩き目の原体には精粗2種以上があるが、原体差は刻印差に対応しない。これは、瓦製作具が瓦工個人に帰属せず、瓦屋あるいは瓦屋管理司の所有下にあったと考えるならば当然と言える。
- 16 以下、恭仁宮式文字瓦の種数を記す場合は、同じ印の追刻や切り縮めに基づく細分（注1で述べた小文字アルファベットで表示する細分）は無視して、これを1種類として数えている。
- 17 それは、1 平・丸瓦の四隅は欠失しやすく、四隅数をかぞえて推定できる枚数は、「〇枚以上」という意味でしかないこと、2 恭仁宮式文字瓦では、同じ個体の2カ所以上に印を押捺した例が稀にあり、これが分離した場合も想定できること、3 葺工が瓦の隅を故意に打ち欠いて使用した例があること、などの理由に基づく。
- 18 恭仁宮式文字瓦（平瓦）819点のうちで、最も数が多いのはKJ12Bの80点である（第1表参照）。
- 19 このほかに、発掘調査開始以前の表採資料として、恭仁小学校保管品・京都大学所蔵品・中津川保一所蔵品などがあるが、これらは検討の対象からはずした。なお、田中重久が瓶原小学校（＝恭仁小学校）保管品として紹介した刻印瓦のなかに、第1表に挙げなかった「長」字例と判読不明字例とがある（たなか1978、巻頭図版26の中段右端・25の下段右端）。いずれも恭仁小学校保管品中には現存しない。「長」字例と同じ印を押捺したと思われる刻印平瓦は、平安宮永寧堂跡推定地から出土している（古代学協会平安京調査本部1977）。報告書の記述による限り、その平瓦の製作技術は、B型式平瓦とは全く異なる。また、平安宮では恭仁宮式文字瓦の出土例はなく、「長」字刻印瓦は恭仁宮式文字瓦とは無関係とすべきであろう。
- 20 東大寺法華堂資料は、昭和46年の修理工事で発見されたものに限定し、それ以前の法華堂北門や大湯屋の修理工事などで発見されたもの（黒田1938）は検討対象外とした。また、平城宮資料は、昭和55年度までの発掘調査で出土したものに限定した。
- 21 たとえば、前出の天平宝字3年6月29日の「造東大寺司造瓦所解」では、8名の瓦工の6月の上日数は、全日（29日間）出勤の者から17日間しか出勤していない者まで、かなりの較差がある。
- 22 ただし、ここで言う「上日数」とは、あくまでも生瓦製作にたずさわった日数の問題で、他種の労働（採薪・瓦窯築成・焼瓦など）の就労時間は問題外である。
- 23 天平勝宝8（756）年8月14日の「造東大寺司牒」（『大日本古文書』第4巻p.180）では、11月15日以前に入用の瓦として、平瓦18000枚・丸瓦9000枚・堤瓦2400枚・軒平瓦300枚・軒丸瓦300枚を発注している。また、時代は下るが、応徳2（1085）年正月の「法勝寺新堂用途勘文案」（『平安遺文』1228号文書）では、平瓦43384枚・丸瓦17132枚・軒平瓦962枚・軒丸瓦962枚・鬼瓦16枚を法勝寺新御堂および廊の用途として見積っている。平瓦に対する丸瓦の割合は、前者で50%、後者で39.5%である。
- 24 木村捷三郎は、鳥羽離宮南殿から出土した一群の軒瓦に記された篋記号の分析によって、瓦工4人1単位という操業形態が、12世紀中葉頃にも存在することを示した（同氏談話）。
- 25 後述するように、恭仁宮への供給を目的として操業した瓦工房には、恭仁宮式文字瓦の工房以外に、C型式平瓦を製作した工房と、第2群軒瓦を製作した工房とがある。しかし、C型式平瓦は、平城遷都後、平城宮へ供給された形跡はなく、第2群軒瓦の一部は、恭仁宮造営時に使用した瓦範を彫り直したものによる製品のみが平城宮へ供給されている。したがって、恭仁宮造営期間中の製

品のストックが、遷都後の平城宮へ供給されたことが明らかなのは、恭仁宮式文字瓦の工房の製品のみである。

- 26 中世瓦工が刻んだ瓦の銘文としては、古くから大和西ノ京瓦大工橘氏のものが有名で(黒田1944)、その後、各地の寺院の修理工事などでしばしば発見され、その集成の試みもなされている(久保1967、森1972、中尾・高橋1976)。
- 27 恭仁宮跡出土の軒瓦は4群に大別できる。第1群は恭仁宮造営時に平城宮から運び込んだ軒瓦、第2群は恭仁宮造営時に新調した軒瓦、第3群は山背国分寺造営時に新調した軒瓦、第4群は山背国分寺修理時に新調した軒瓦である(京都府教委1979、上原1983)。
- 28 これは、第2群軒瓦と恭仁宮式文字瓦との分布相が異なることから導いた結論である(上原1983)。ただし、焼成・胎土においては、第2群軒瓦と恭仁宮式文字瓦との共通性が強いので、組織的には別個の工房でも、作業場所は近接もしくは共通していた可能性もある。
- 29 恭仁宮跡出土の平瓦は、B・C・DⅠ～Ⅳ・E・F・Gに大別できる(京都府教委1978)。第1群軒瓦に対応する平瓦はDⅠ型式、第2群軒瓦に対応する平瓦はB・C型式、第3群軒瓦に対応する平瓦はDⅣ型式、第4群軒瓦に対応する平瓦はDⅡ・DⅢ・E型式平瓦である(上原1983)。
- 30 様工は「若干名が一人の長を中心としてグループを作り、請負の仕事に従事する」(直木1968)もので、「代表者(長)に一括された功食料の配分に関して、官営工房側が全く注意を払っていないこと」などから「官営工房側の差配によって組織されたものではなく、長によって私的に編成されたもの」(浅香1971)と理解されている。また、「様工の長の在地における立場は」「おそらく畿内およびその近辺の比較的有力な上層農民であった」(浅香1971)と想像されているが、その在地において、大規模な造営技術の保持を要請した在地寺院などとの関連性も考慮すべきではなかろうか。
- 31 ただし、12世紀の中央官衙系瓦屋で多用された篋記号は、生瓦作工が自分の製品に刻んだ作者識別のための記号という点で、恭仁宮式文字瓦に近似する。しかし、篋記号出現の背景には、中央官衙系瓦屋の中世の変容という事態が想定でき(上原1978)、恭仁宮式文字瓦とは歴史的位相が異なる。
- 32 森郁夫は、刻印瓦の印の形態を、恭仁宮式文字瓦のような「長方形印」と、正方形内に1字を置いた「角形印」とに分類している(森1980a)。以下、この名称を踏襲する。
- 33 多賀城第Ⅱ期の刻印瓦における印押捺率について、高野・熊谷は「想像を逞しくすれば、瓦屋の管理責任者が、瓦工が働いた日ごとに1回印押させ、これを基礎資料として、『造瓦所解』の如き請求文書などを作成したものと解釈することも一案かと思われる」と述べており、印押捺率をかなり低いものとみなしているようである。しかし、多賀城の第31次までの発掘調査で出土した同種刻印瓦は1031点、関連遺跡から出土したものを加えると計1366点で、出土絶対量において恭仁宮式文字瓦を凌駕している。また、蟹沢中瓦窯において、同種刻印平瓦を最も多数出土した第2遺構(有床式平窯)では、刻印平瓦数124点、平瓦破片総数1643点とのことである(加藤1979)。出土絶対量や一括品の破片数から印押捺率は推算できないが、少なくとも、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦の印押捺率が、高野・熊谷が考えるほど低くないことは確実である。
- 34 多賀城第Ⅱ期の重圈文軒丸瓦についても、畿内からの影響を考える説がある(伊藤1973)。
- 35 印の形態や「矢」「田」「伊」の文字を共有する点では、多賀城第Ⅱ期の刻印瓦は、むしろ平城宮の角形印文字瓦(森1980a)と似ているが、後述のように、平城宮の角形印文字瓦は質的に異なるものと筆者は考えている。
- 36 この場合の印押捺率については、推定のすべがない。ただし、完形で刻印のない平瓦も少数出土しているので、押捺率100%でないことは確実である。265点という一群の瓦窯跡における刻印瓦の出土絶対量は、前述の蟹沢中瓦窯における約300点に匹敵し、後述の西賀茂鎮守庵瓦窯の14点と比較した場合、きわめて高い印押捺率であつたろうと想像することは可能である。
- 37 すなわち、「律令機構においては、木工寮が毎年造営計画をつくり、それに必要とする費用を計

上し、さらに主計寮においてこの予算書と当年の徭役収入総量とをにらみ合せたうえで、計画を実施することになっていた。この予算の作成を精密にさせるために各種目にわたって材料と人功とを微細に規定した積算規準が準備された。『延喜式』の木工寮の項は、この基準を示すものであった」（田辺・渡辺1968）。

- 38 ただし、ここでの「生瓦作工」数には、掘埴・打埴などの工数が含まれていることは、小林行雄が論証した（小林1964）。
- 39 ただし、井上満郎は、西賀茂鎮守庵瓦窯から、中心飾内に「近」「中」の文字を置いた唐草文軒平瓦が出土した事実に基づき、「官」は太政官、「近」は近衛府、「中」は中務省の省略形と考え、これらの文字瓦を、供給先を意味する帰属印と考えた（京都市文化財保護課1971）。しかし、「近」「中」は瓦範に彫り込んだ文字で、これを「官」字印と同じ次元では解釈できない。また、井上は、「官」字を太政官の省略形と考える根拠として、「この『官』を『私』に対する言葉と考えることも不可能ではないが、この瓦窯が官庁用のものと私用のものと両方を同時に生産したとは考えられず、また『私』に対するこの時代のふつうの対立概念は『公』であるから、私と対立する言葉とは考えにくい」と述べている。しかし、当時、「官」字印が太政官の意味とは全く無関係で実在している。すなわち、『厩牧令』によれば、官牛官馬は2歳になると「官」字烙印を髀に押すことになっていた。また、延暦15（796）年2月25日の「太政官符」（『類聚三代格』巻17）では、百姓私馬牛印を官印よりも小さくするように定めており、上記『厩牧令』の規定が空文でなかったことは確実である。この「官」字烙印は、太政官の官ではなく、官牛官馬などの常套句に見られる官であり、私に対立する概念であることは言うまでもない。また、この「官」字烙印は、私的な烙印と対立する帰属印であるが、認証印・検定印ならば、特に対立すべき印や概念は不用であるから、西賀茂鎮守庵瓦窯が官庁用と私用との両方の製品を作ったと考える必要もない。
- 40 「木工」は木工寮、「右坊」「右坊小」「右坊常」「右坊城」「左坊」は左右坊城使、「修」は修理職省略形であろう。

参考文献

- 浅香年木 1971 「様工集団とその長の性格」『日本古代手工業史の研究』第2章第3節
- 石田茂作 1930 『写経より見たる奈良朝仏教の研究』
- 石母田正 1963 「日本古代における分業の問題」『古代史講座』第9巻（後に『日本古代国家論』第1部、1973に収録）
- 伊藤玄三 1973 「重圓文系軒瓦の製作年代の下限」京都教育大学考古学研究会『史想』第16号
- 上原真人 1978 「中央官衙系瓦屋の製品にみる窠記号について」『京都大学埋蔵文化財調査報告』第1冊
- 同 1983 「恭仁宮文字瓦の年代」『文化財論叢一奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集一』
- 梅原末治 1923 「瓶原国分寺址」『京都府史蹟勝地調査会報告』第4冊
- 同 1943 『支那漢代紀年銘漆器図説』
- 梅原末治・西田直二郎 1934 『栗栖野瓦窯址調査報告』（『京都府史蹟名勝天然記念物調査報告』第15冊）
- 岡藤良敬 1968 「造寺司木工について」竹内理三編『九州史研究』
- 加藤 孝 1979 「宮城県仙台市原町小田原蟹沢中瓦窯出土品目録について」東北学院大学『東北文化研究所紀要』第10号
- 木内武男 1964 「日本古印の沿革」『日本の古印』
- 京都市文化財保護課 1971 「西賀茂鎮守庵瓦窯跡発掘調査報告」『京都市埋蔵文化財年次報告』1971
- 京都府教育委員会 1977 「恭仁宮跡昭和51年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報』1977
- 同 1978 「恭仁宮跡昭和52年度発掘調査概要」『同』1978